

感染管理に関する基本的な考え方

院内感染防止対策は、良質で適切な医療提供の基盤となるものです。当院は、院内感染防止対策を病院全体として取り組み、院内におけるすべての患者さんを対象として、感染発生の予防と発生時の速やかな対応を行うよう、以下の事項を定めて取り組んでいます。

1. 感染管理対策の組織

院内感染対策の委員会を、毎月1回定期的に開催して、感染管理の重要事項を審議決定します。また、必要時には臨時に開催します。ICT委員会を設置し、毎月1回の会議の開催と共に、感染対策チームによる院内ラウンドで必要な指導を行い、感染対策状況の評価をし、感染対策に努めています。また、感染対策に関する情報交換や適切な取り組みについても、連携する医療機関への相談を行っています。

2. 職員の研修

個々の職員の院内感染防止に対する知識を高め、業務を遂行する上での技能やチームの一員としての意識の向上を図ることを目的として、全職員に感染対策に関する研修を年2回定期的に開催する他、必要に応じて行います。

3. 微生物の検出状況、抗菌薬適正使用状況の評価

微生物検査結果から微生物の検出状況を1回/週にて把握し、必要に応じた感染対策に努めています。また、薬剤に対して耐性を持つ菌が体内で増殖しないようにするため、必要以上に抗菌薬を使用しないよう、医師・看護師・薬剤師・検査技師による適切な監視を行っています。

4. 院内感染発生時の対応

院内感染の発生、またはそれが疑われる場合は、感染の拡大防止に向け速やかに対応します。また、届出義務のある感染症患者が発生した場合は、法律に従い行政機関に報告しています。さらに、連携する地域の医療機関や所轄の保健所とともに適切な対応を行います。

5. 感染管理の推進

感染防止対策の推進のため、ガイドライン等を参考に当院の実情にあった感染防止対策マニュアルを整備し職員への周知徹底を図っています。また、マニュアルは最新の知見を考慮して随時見直しを行っています。

6. 患者さんへのお願い

院内感染防止のため、マスクの着用、アルコールの手指消毒等のご協力をお願いしております。

7. 感染対策の地域連携

外部の医療機関と連携し、感染対策活動に関する評価を受けています。

【連携施設】 社会福祉法人恩賜財団済生会 済生会福岡総合病院 公立学校共済組合 九州中央病院